

令和7年度職員の給与等勤務条件に係る交渉について

1 要旨・目的

令和7年度職員の給与等勤務条件に係る交渉の提案項目について報告する。

2 現状・背景

毎年、人事委員会の勧告（職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告）後に、地方公務員法上の職員団体と職員の給与等の勤務条件について確定交渉を行っている。

3 概要

(1) 交渉団体

広島県関係職員団体三者共闘会議

（県職員連合労働組合、県教職員組合、県高等学校教職員組合）

(2) 交渉日

ア 第1回 令和7年10月29日（水）

イ 第2回 令和7年11月17日（月）

(3) 県の提案内容

区分		内容	実施時期
人事委員会勧告等	令和7年4月の公民較差等	○月例給の改定（公民較差 11,543 円、+2.97%） ・人事委員会勧告どおり、給料表を改定	令和7年4月
		○期末・勤勉手当の引上げ（公務 4.60 月 ⇄ 民間 4.67 月） ・期末手当及び勤勉手当とともに 0.025 月分ずつ引上げ（年間 4.6 月分⇒4.65 月分）	令和7年6月・12月
		○医師に対する初任給調整手当の改定 ・国家公務員の取扱いに準じて改定	令和7年4月
		○宿日直手当の改定 ・国家公務員の取扱いに準じて改定	
	給与制度をめぐる諸課題	○通勤手当の見直し ・自動車の使用者に対する手当に係る新たな距離区分を創設（上限片道 98 km⇒上限片道 122 km） ・自動車及び自転車等の使用者に係る手当額を引上げ ・駐車場等の利用に係る手当の支給限度額を引上げ（3,000 円⇒5,000 円）、駐車場等料金の 1/2 相当額とする取扱いを廃止	令和8年4月
		○特勤勤務手当等の見直し ・特勤勤務手当と地域手当との調整措置を廃止 ・特勤公署等への採用に伴う転居の場合にも特勤勤務手当に準ずる手当を支給できるよう見直し	
○経験年数換算表等の見直し ・中途採用職員に係る民間企業等における在職期間の取扱いを見直し（原則 8 割⇒原則 10 割）			
その他		○船員作業手当の新設 ・航海中の船舶において行う運航業務等を対象とする特殊勤務手当として国に準じた船員作業手当を新設（日額上限：1,410 円）	